

稚内地区消防事務組合インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、稚内地区消防事務組合（以下「事務組合」という。）が生徒及び学生等に対し公務における就業体験の機会を提供するとともに、職業意識の向上及び消防業務に対する理解の促進を図ることを目的としたインターンシップ事業（以下「インターンシップ」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 インターンシップの対象者は、次に掲げる基準の全てに該当すると認められる者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく中学校、高等学校、専修学校、各種学校又は大学のうち、宗谷管内に所在する中学校の生徒又は北海道内に所在する高等学校、専修学校、各種学校若しくは大学の生徒若しくは学生で、当該学校から推薦を受けたもの
- (2) 服務規律を遵守することが確実であるとの信用が十分であると判断された者
- (3) 実習の成果を今後の学習研究活動に反映できる能力及び資質を有する者

(受入手続等)

第3 実習を希望する生徒又は学生（以下「実習生」という。）は、学校を通じて別記第1号様式の稚内地区消防事務組合インターンシップ申込書を消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、前項の申込書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意して実習生の受入れの可否を決定し、別記第2号様式の稚内地区消防事務組合インターンシップ受入可否決定通知書により学校に通知するものとする。

- (1) 希望する実習内容が事務組合の予定している実習内容と合致していること。
- (2) 学校において、実習開始前の事前学習、実習終了後の成果評価その他実習を効果的に実施するための措置を講じていること。
- (3) 事務組合が行う業務に支障が生ずるおそれがないこと。

(協定書の締結)

第4 事務組合は、インターンシップの実施に際し、別記第3号様式の稚内地区消防事務組合インターンシップに関する協定書により、学校と協定を締結するものとする。

(実習期間)

第5 実習期間は、原則として5月から10月までの期間のうち、事務組合が定める一定の期間とする。ただし、事務組合と学校との協議により、その期間を変更することができるものとする。

(実習時間)

第6 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までの間において、事務組合と学校との協議により、定める。

2 前項の規定にかかわらず、救急実務研修による隔日勤務を行う場合は、事務組合と学校との協議により、その実習時間を定める。

(報酬等の不支給)

第7 事務組合は、実習生に対して、賃金、報酬、手当その他一切の金品を支給しない。

(実習生の身分及び服務)

第8 事務組合は、実習生に対し消防職員としての身分を付与しないものとする。

2 実習生は、消防職員が遵守すべき法令等を遵守し、事務組合職員の指示に従わなければならない。

3 実習生は、実習時間中は実習に専念しなければならない。

4 実習生は、事務組合の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

5 実習生は、病気その他やむを得ない理由により実習を欠席する場合は、実習開始時刻前に、受入れ部署に連絡しなければならない。

(秘密を守る義務)

第9 実習生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならず、実習終了後においても同様とする。

(実習中の事故等の責任等)

第10 学校及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、自らの責任において対応しなければならない。

2 前項の規定により傷害保険及び賠償責任保険に加入したときは、学校及び実習生は、その加入を証する書類の写しを消防長に提出しなければならない。

3 実習生が故意又は過失により事務組合又は第三者に損害を与えたときは、学校及

び実習生は、事務組合又は第三者に対してその損害を賠償しなければならない。

(誓約書の提出)

第 11 実習生は、第 8 から第 10 までの規定の遵守に関する別記第 4 号様式の誓約書を実習開始前に消防長に提出しなければならない。

(実習生の個人情報の取扱い)

第 12 事務組合は、実習生の個人情報を厳重に管理するものとし、法令等に定めのある場合を除き、本人の同意なく実習の目的以外に使用してはならない。

(実習の中止)

第 13 事務組合は、実習生がこの要綱の規定に違反した場合又は消防の業務に支障を来すおそれがあると認める場合は、実習を中止することができる。この場合において、事務組合は、学校及び実習生に対しその旨を通知するものとする。

(実習の証明)

第 14 消防長は、学校が実習生の実習内容等について証明を求めたときは、これを行うものとする。

(補則)

第 15 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。